

第6回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

令和 5年11月28日(火) 午後 4時00分
於：島原市役所有明庁舎 3階大会議室

1. 開会日時 令和 5年11月28日(火) 午後 4時00分
2. 閉会時間 令和 5年11月28日(火) 午後 5時09分
3. 開催場所 島原市役所有明庁舎 3階大会議室
4. 出席委員者の数 19名

1番 北浦 守金	2番 田上 豊	3番 森 浩則
4番 稲田 勝	5番 水本 正一郎	6番 林田 靖仁
7番 田浦 秀子	8番 尾崎 栄	9番 松崎 慎太郎
10番 入江 敏昭	11番 森本 勝也	12番 米田 公明
13番 北尾 健一郎	14番 祐田 久男	15番 林田 了星
16番 太田 武春	17番 金子 利範	18番 廣瀬 光徳
19番 村里 枝美子		
5. 欠席委員者の数 0名
6. 農地利用最適化推進委員出席者の数 16名

安中 佐藤 幸平	中央 稲田 保夫	杉谷 酒井 和
杉谷 杉永 芳一	三会 吉川 周宏	三会 荒木 康成
三会 福島 真一	三会 北田 和広	三之沢 島田 和典
東空閑 柴田 利明	大野 井上 和利	高野 林 耕平
高野 竹田 静男	池田 伊達 博明	久原 森崎 誠一
戸田 稲田 浩敏		
7. 報告事項
 - 報告第1号 農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知書について
 - 報告第2号 使用貸借解約通知書について
 - 報告第3号 令和5年度 農地パトロール(利用状況調査)の結果について
 - 報告第4号 新規就農者について
8. 議案
 - 第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請について
 - 第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について
 - 第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - 第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第5号議案 非農地証明願について
 - 第6号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について
 - 第7号議案 農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画(案)について
 - 第8号議案 違反転用事案について
 - 第9号議案 土地改良事業に参加する資格について

議長

ただ今より、第6回島原市農業委員会の総会を開催いたします。

本日出席者数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、…番 ……委員、…番 ……委員を指名します。

議長

はじめに、事務局から報告があります。

事務局

報告第1号 農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知書について報告します。

以降、着席にて、ご説明させていただきます。

議案集1ページから2ページに記載のとおりで、8件 13筆 10,349平方メートルの届けがありました。

次に、報告第2号 使用貸借解約通知書について報告します。

議案集3ページから4ページに記載のとおりで、4件 17筆 9,860平方メートルの届けがありました。

次に、報告第3号 令和5年度農地パトロール（利用状況調査）について報告します。

まずもって、農業委員、推進委員の皆様には、8月から9月にかけて、お忙しい中、また猛暑の中で調査にご協力いただき、ありがとうございました。

それでは、議案集5ページをお願いします。

遊休農地の区分ですが、1号遊休農地のうち、緑区分はトラクターで耕起すれば利用可能なもの、黄区分は一部低木が生え、トラクターと重機を併用すれば利用可能となるものです。

左から2列目は新規に発生した遊休農地で、全体で約3.6haの増加となっています。

3列目から6列目は1号遊休農地から再生困難な遊休農地になったもの、緑区分から黄区分になったものなどを記載しており、それぞれの遊休農地の程度が悪化していることがわかります。

7列目は解消となったもので、約2.2haが耕作再開、農地以外の地目への変更等により減少しています。

一番右側の列は前年度との対比で、全体で24筆、約1.4haの増加となっています。

この調査結果を基に、緑区分と黄区分の所有者235名に意向調査アンケートを送付し、123名から回答をいただいております。

次に、報告第4号、新規就農者について報告します。

議案集6ページに記載のとおりで、届出者は、のちほど上程する農地法第3条による農地を譲り受け、農業に従事する予定です。

以上で報告を終わります。

議長

ただ今の報告に対して、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご質問等がないようですので、議案に入ります。

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の1番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の1番について説明します。

1番の譲受人及び譲渡人は、議案集7ページ、1番に記載のとおりで、畑 2筆 1, 882平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、1, 882平方メートルで、農機具は、トラクター 1台、管理機 1台、マルチ 1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、事務局より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の1番について報告します。

譲受人は転居に伴い建物および敷地、隣接する申請地を取得したいとのことです。

今回、新規で農地を取得されますが、夫の実家が農家であることから、サポートを受けながら夫婦で人参、じゃが芋を作付けするとのことで問題なしとみております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の1番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番は許可することに決定いたします。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の2番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の2番について説明します。

2番の譲受人及び譲渡人は、議案集7ページ、2番に記載のとおりで、田 1筆 336平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は、10,634平方メートルで、農機具は、トラクター 1台、耕耘機 1台、コンバイン 1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員。

(……委員)

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の2番について報告します。

譲受人は5年の農作業歴があります。夫婦で農業を営んでおり、申請地も含め、アスパラガス、ブロッコリー、ソラ豆を作付けし、通作距離は自宅から車で約5分ということで問題なしとみております。

ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の2番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定によ

る許可申請の2番は許可することに決定いたします。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の3番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の3番について説明します。

3番の譲受人及び譲渡人は、議案集7ページ、3番に記載のとおりで、畑 1筆 496平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、17,006平方メートルで、農機具は、トラクター 3台、動噴 2台、キャリア 1台、草刈機 1台、トラック 1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員。

(……委員)

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の3番について報告します。

譲受人は2年の農作業歴があります。父、兄と農業を営んでおり、申請地も含め、イチゴ、ゴーヤ等を作付けし、通作距離は自宅から車で10分ということで問題なしとみております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の3番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の3番は許可することに決定いたします。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の4番を上程い

たします。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の4番について説明します。

4番の譲受人及び譲渡人は、議案集7ページ、4番に記載のとおりで、畑 1筆 264.5平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は、264.5平方メートルで、農機具は、トラクター 1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、事務局より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の4番について報告します。

譲受人は転居に伴い敷地の隣接地を取得したいとのことです。

父から贈与を受け、新規で農地を取得されます。農業を営んでいる父のサポートを受けながら、里芋、さつま芋等を作付けするとのことで問題なしとみております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の4番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の4番について、許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の4番は許可することに決定いたします。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の5番から7番は関連がありますので、一括して上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の5番から7番につい

て説明します。

5番の譲受人及び譲渡人は、議案集7ページ、5番に記載のとおりで、畑 1筆 841平方メートルを売買するための申請です。

6番の譲受人及び譲渡人は、議案集7ページ、6番に記載のとおりで、畑 1筆 509平方メートルを売買するための申請です。

7番の譲受人及び譲渡人は、議案集7ページ、7番に記載のとおりで、畑 1筆 486平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、5, 126.72平方メートルで、農機具は、トラクター 1台、管理機 1台、マルチ 1台、トラック 3台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員。

(……委員)

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の5番から7番について報告します。

譲受人は58年の農作業歴があります。家族4人で農業を営んでおり、申請地も含め、大根等を作付けし、通作距離は自宅から車で15分ということで問題なしとみております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の5番から7番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の5番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の5番は許可することに決定いたします。

次に、第1号議案の6番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の6番は許可することに決定いたします。

次に、第1号議案の7番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の7番は許可することに決定いたします。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の8番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の8番について説明します。

8番の譲受人及び譲渡人は、議案集7ページ、8番に記載のとおりで、田 1筆 1, 242平方メートルを交換するための申請です。

交換後の耕作面積は、65, 527. 41平方メートルで、農機具は、トラクター 1台、ロールバレー 1台、管理機 1台、軽トラック 2台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員。

(……委員)

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の8番について報告します。

譲受人は30年の農作業歴があります。家族3人で農業を営んでおり、申請地も含め、飼料作物を作付けし、通作距離は自宅から車で15分ということで問題なしとみております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の8番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の8番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の8番は許可することに決定いたします。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の9番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の9番について説明します。

9番の譲受人及び譲渡人は、議案集8ページ、9番に記載のとおりで、田 2筆 1, 464平方メートルを交換するための申請です。

交換後の耕作面積は、4, 863平方メートルで、農機具は、トラクター 1台、耕耘機 1台、管理機 1台、田植機 1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員。

(……委員)

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の9番について報告します。

譲受人は10年の農作業歴があります。妻と農業を営んでおり、申請地も含め、水稻、ブロッコリー等を作付けし、通作距離は自宅から車で5分ということで問題なしとみております。

ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の9番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の9番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の9番は許可することに決定いたします。

次に、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請の1番及び第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番及び2番は関連がありますので、一括して上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

まず、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請の1番について説明します。

議案集は9ページ、1番に記載のとおりで、田 1筆 709平方メートルについて、平成27年3月19日付 長崎県指令26農地活第1735号で転用の許可を得、平成28年7月13日付 長崎県指令28農地活第1235号で計画変更が承認されていましたが、転用計画を変更したいとの申請です。

これに伴い、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番及び2番となります。

賃借人及び賃貸人は、議案集11ページ、1番及び2番に記載のとおりで、申請地716.09平方メートルを借り受け、植木等の資材置場用地として利用したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員。

(……委員)

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請の1番及び、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番、2番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側及び東側は宅地、南側及び西側は農地となっております。

スロープ部分のみ盛土造成し、雨水は自然流下となっておりますが、現地は植木等が置かれており、すでに計画変更後の事業に着手している状況です。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今の説明に関連して、事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

第2号議案の1番は、借家用地から植木の資材置場への計画変更の申請です。

変更申請の承認はまだですが、現地は、商品と思われる植木の陳列や樹木が植樹されており、すでに資材置場、展示場として整備されつつある状況です。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第2号議案の1番及び、第4号議案の1番及び2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第4号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第4号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請の2番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請の2番について説明

します。

議案集は9ページ、2番に記載のとおりで、公衆用道路 1筆 61平方メートルについて、平成27年3月19日付 長崎県指令26農地活第1735号で転用の許可を得、平成28年7月13日付 長崎県指令28農地活第1235号で計画変更が承認されていましたが、転用計画を変更したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員。

(……委員)

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請の2番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側及び東側は宅地、南側及び西側は農地となっております。

現状のまま利用し、雨水は道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第2号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番について説明します。

申請人は、議案集10ページ、1番に記載のとおりで、申請地316平方メートルにおいて、木造平屋建住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用区域外で、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地と判断され、本来であれば農地転用は不許可になりますが、農地転用の不許可の例外、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続されるものに該当するため、許可が可能と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員

(……委員)

第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番について報告します。

申請地は、……の一角にあり、北側は道路、東側は農地、南側及び西側は道路となっております。

現状のまま利用し、雨水は道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を經由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありました。第3号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の1番は許可相当と認めることよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について説明します。

3番の譲受人及び譲渡人は、議案集11ページ、3番に記載のとおりで、申請地459平方メートルを譲り受け、木造平屋建賃貸住宅を建設したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第二種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員。

(……委員)

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は宅地、東側及び南側は道路、西側は農地となっております。

現状のまま利用し、雨水は溜樹の設置及び自然流下、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第4号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の3番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集 1 1 ページ、4 番に記載のとおりで、申請地 1, 0 8 8 平方メートルを譲り受け、車庫用地、露天駐車場用地、進入路用地として利用したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域及び第一種住居地域であることから、第 3 種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員。

(……委員)

第 4 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 4 番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は宅地、東側、南側は宅地及び農地、西側は山林となっております。

進入路部分を造成し、雨水は自然流下及び水路へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありました。第 4 号議案の 4 番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第 4 号議案の 4 番は許可相当と認めることよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第 4 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 4 番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第 4 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 5 番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第 4 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 5 番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集 1 2 ページ、5 番に記載のとおりで、申請地 1 6 9 平方メートルを譲り受け、木造平屋建住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地と判断され、本来であれば農地転用は不許可になりますが、農地転用の不許可の例外、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続されるものに該当するため、許可が可能と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員

(……委員)

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は里道を挟んで農地、東側は農地、南側及び西側は宅地となっております。

盛土造成し、雨水は水路へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第4号議案の5番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の5番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の6番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の6番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集12ページ、6番に記載のとおりで、申請地358平方メートル

を譲り受け、駐車場として利用したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域外の農振地域内で農地の集団性が10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員

(……委員)

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の6番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側、東側、南側は道路、西側は宅地となっております。

盛土及び切土により造成し、雨水は自然流下となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありました。第4号議案の6番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の6番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の6番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第5号議案 非農地証明願いの1番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案 非農地証明願いの1番について説明します。

申出人は、議案集13ページ、1番に記載のとおりで、平成14年5月1日頃から、宅地として利用しています。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

す。……委員

(……委員)

第5号議案 非農地証明願いの1番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は農地、東側及び南側は道路、西側は雑種地となっております。

現地を見ますと、宅地として利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありました。第5号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第5号議案の1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第5号議案 非農地証明願いの1番は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、第6号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について、上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第6号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について説明します。

農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画(案)の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、議案集14ページから17ページに記載のとおりで、耕作権の新規設定 14件 28筆 24,222平方メートル、耕作権の再設定 4件 6筆 8,538.89平方メートルです。

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、議案集 18ページに記載のとおりで、3件 4筆 2,319平方メートルです。

合計で21件 38筆 35,079.89平方メートルです。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第6号議案を承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第6号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)を承認することに決定いたします。

次に、第7号議案 農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画(案)について上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第7号議案 農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画(案)について説明します。

議案集の19ページから20ページをご覧ください。

この議案は、農地中間管理事業の実施に関する規程に基づき、26筆、22,572平方メートルの農地について、島原市から農用地利用集積等促進計画(案)が提出されましたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項に基づき農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構へ要請するものです。

別添② 添付資料の1ページから2ページを併せてご覧ください。

農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画(案)の受け手の詳細について、記載をしております。

農地の受け手の「取得後の耕作面積」、「農機具の詳細」、「農作業従事日数」、「農業従事者」、「作物の種類」などを記載しており、11名の方全員、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に対して、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第7号議案は、問題なしということで、農地中間管理機構へ要請してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議がないようですので、第7号議案 農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画(案)は、問題なしということで、農地中間管理機構へ要請することに決定いたします。

次に、第8号議案 違反転用事案の1番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第8号議案 違反転用事案の1番について説明します。

違反転用者及び土地所有者は、議案集21ページ、1番に記載のとおりで、畑 203平方メートルに無許可で物置を建築しており、違反転用となっている状況です。

本件につきましては、違反転用発覚後に事務局で調査を行い、県に違反転用の連絡を行ったところ、県から簡易手続き相当の違反案件に該当しないため総会に報告する必要がある、総会の結果を違反転用事案報告書として提出するよう求められております。

これを受けて、今回農業委員会の意思決定を行おうとするものです。

意思決定の選択肢としましては、追認許可申請を行わせるか、原状回復を行わせるかのいずれかになるかと思えます。この結果を踏まえ、違反転用事案報告書を作成し、県に提出します。

また、本件については処分等の判断基準を基にご審議いただきたいと存じます。

それでは、別添③違反転用地資料をご覧ください。

1ページは位置図、2ページは現地写真です。位置図の写真①②の矢印が写真の撮影方向です。

3ページは現状の図面、4ページは今後の計画図面です。今後の計画の主な内容は、隣接地との境界にブロックを設置、及び切土により入り口を整備するものとなっております。

5ページは土地所有者の顛末書、6ページは違反転用者の顛末書です。違反転用に至る経緯が説明されており、所有者と違反転用者の間に別の管理者がいることや、双方とも農地法に対する思慮が足りなかったことが読み取れます。

最後に、違反地は都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と判断しております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員。

(……委員)

第8号議案 違反転用事案の1番について報告します。

違反地は、……の一角にあり、北側は農地、東側及び南側は宅地、西側は道路となっております。

現地は住宅用の物置及び駐車場となっております。また、周辺は住宅街及び中学校であり、営農に支障をきたす恐れはないと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第8号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第8号議案の1番は追認許可申請を行わせると認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第8号議案 違反転用事案の1番は追認許可申請を行わせることに決定いたします。

関連して、事務局より県知事に提出する違反転用事案報告書に記載する農業委員会の意見について説明をお願いいたします。

事務局

違反転用事案報告書について、

①物置には基礎が施工されており、原状回復は困難である。

②違反行為について、所有者及び違反者の双方が、農地法に対する理解が足りていなかった。

また、間に管理人が入っており、農地としての認識もなく申請者に悪意があるとは言えない。

③周囲は住宅街及び学校であり、周辺農地の営農に支障はない。

④顛末書が提出されており、申請者に再発の恐れはない。

⑤第3種農地であり、当初から正式な手続きを行っていれば、許可相当として県へ送付していた。

以上の5項目を農業委員会の意見として記載することを検討しています。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今、説明がありましたが、違反転用事案報告書について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、違反転用事案報告書について、農業委員会の意見を付して提出してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第8号議案 違反転用事案の1番は、農業委員会の意見を付して、県知事に違反転用事案報告書を提出することに決定いたします。

次に、第9号議案 土地改良事業に参加する資格を上程いたします。

本件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますので、…番 ……委員の退場を求めます。

(……委員 退場)

議長

事務局の説明を求めます。

事務局

第9号議案、土地改良事業に参加する資格について説明します。

県営水利施設等整備事業、東大地区の施行に伴い、土地改良法第3条第1項の規定に基づく、農業委員会の証明についての申請です

土地改良事業に参加できる資格者は、土地改良法第3条第1項第1号及び第2号に規定されており、その土地の所有者又は所有権以外の権原（賃借権、使用貸借権等）で耕作を行っている者となっています。

資料は別添④をご覧ください。

対象者は188名、825筆、面積約64.8ヘクタールです。

今回、農業委員会が証明を行った3条資格者から事業への参加同意をとり、整備事業が行われます。

事業は長崎県の主体で令和6年度から13年度にかけて行われ、区画整理 50.5ヘクタール、畑地灌漑 56.1ヘクタールの計画です。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見等はありませんか。

はい、……委員。

(……委員)

この事業の費用は、全額国費でしょうか。

議長

事務局、いかかですか。

事務局

事業主体が長崎県というのは聞いておりましたが、財源については確認しておりません。確認後に回答させていただきたいと思います。

議長

他にご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

他にご意見等がありませんので、第9号議案は、証明書を発行することよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議がないようですので、第9号議案 土地改良事業に参加する資格については、証明書を発行することに決定します。

…番 ……委員の入場を求めます。

(……委員 入場)

議長

第9号議案は、証明書を発行することに決定しましたので、……委員に報告します。

議長

以上で、第6回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。

これで、第6回島原市農業委員会総会を閉会いたします。

終了時間 午後 5時09分